

四半期報告書

(第15期第3四半期)

自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社トライアイズ

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況	4
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	16

2 株価の推移	16
---------	----

3 役員の状況	16
---------	----

第5 経理の状況	17
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22

2 その他	29
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	30
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第15期第3四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社トライアイズ
【英訳名】	TriIs Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 均
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3221-0211
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 赤根 克洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3221-0211
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 赤根 克洋
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第3四半期連結 累計期間	第15期 第3四半期連結 会計期間	第14期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高（千円）	10,197,230	2,562,752	6,824,484
経常損失（△）（千円）	△243,389	△260,153	△427,804
四半期（当期）純損失（△）（千円）	△343,597	△222,860	△1,043,760
純資産額（千円）	—	8,767,790	9,220,368
総資産額（千円）	—	12,703,341	15,078,429
1株当たり純資産額（円）	—	6,158.85	6,259.05
1株当たり四半期（当期）純損失金額 （△）（円）	△255.01	△166.27	△688.63
潜在株式調整後1株当たり四半期（当 期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	65.0	57.4
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△283,609	—	59,536
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△111,361	—	△1,087,594
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△695,426	—	△1,869,387
現金及び現金同等物の四半期末（期 末）残高（千円）	—	2,862,838	3,951,899
従業員数（人）	—	369	422

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であった松崎生産株式会社は、平成21年9月1日に同じく連結子会社である株式会社松崎を存続会社とする吸収合併により解散しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	369	(412)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	5
---------	---

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(千円)	
建設コンサルタント事業	19,882	
ファッションブランド事業	524,950	
合計	544,832	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
建設コンサルタント事業	1,519,375	3,675,390

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ファッションブランド事業につきましては、見込生産を行っているため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(千円)	
建設コンサルタント事業	532,817	
ファッションブランド事業	2,029,935	
合計	2,562,752	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主要な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

3. 建設コンサルタント事業につきましては、3月に工期を迎える案件が多いため、四半期連結会計期間別の販売実績に著しい相違があり、業績の季節的変動があります。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容について重要な変更はありません。

当社グループは前連結会計年度において、327,693千円の営業損失を計上し、また、当第3四半期連結累計期間においても292,070千円の営業損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで、当社グループは、「4. 財政状態及び経営成績の分析(5) 経営成績に重要な影響を与える要因に対する経営改善策」に記載の対策を講じ、当該事象の解消と改善に向けて努めており、その結果、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、依然として混迷が続いております。最近では最悪期を脱しつつあると言われながらも、欧米や中国でも雇用環境の早期の改善は望めない状況で、内需は脆弱、さらに、米国の財政悪化や根強い先行き不透明感も、景気回復の重しとなっております。

国内経済は、政策的な消費喚起による内需の底上げ、外需の復調も期待されることで、企業の生産活動は今後緩やかに持ち直すことが見込まれておりますが、雇用情勢の改善が引き続き遅れていることが個人消費の伸び悩みにつながり、物価も下落基調が続いて、収益環境の厳しさは長期化することも懸念されております。2009年度補正予算の執行停止による生産、投資活動への影響拡大も不安材料となっております。したがって、今後の国内景気は、雇用情勢や消費、設備投資動向などの不透明要素が大きく、踊り場局面を迎える可能性も予想されております。

そのような厳しい経済環境のなか、当社トライアイズグループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo. 1となり光る企業グループを目指すという目標に取り組んでまいりました。当第3四半期連結会計期間も引き続き、その実現のために、まずは既存の建設コンサルタント事業とファッションブランド事業という2つの中核事業の業績改善・拡大を図り、当社グループ業績の地盤固めに努めてまいりました。

売上高については、季節的変動のある事業特性においても当第3四半期連結会計期間は、建設コンサルタント事業及びファッションブランド事業ともに、一番低迷する期間であります。販売費及び一般管理費に対する一層の改善効果が現れてきたものの、売上高のボトム期の影響を上回るまでには至りませんでした。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,562百万円、営業損失は273百万円、経常損失は260百万円、四半期純損失は222百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間の事業の種類別セグメント状況は、以下のとおりです。

①建設コンサルタント事業

建設コンサルタント事業を営む株式会社アイ・エヌ・エーですが、一昨年からはじめた経費削減策が効果を見せ始め、公共投資の削減にも十分に対応できるだけの筋肉質な事業体質への転換が達成されつつあります。当社グループに参入した当時よりも売上自体は減少しておりますが、アイ・エヌ・エー役職員の積極的な経費削減努力により好調な業績で推移しております。

また、新政権により新規ダム事業の凍結、中止が宣言されておりますが、同社は既存ダムの管理やメンテナンス、レベル2以上の地震に対する耐震性の調査など、新規ダム事業関連業務とは異なる業務に活路を見出ししており、また、それ以外の河川の治水及び利水、海岸に関する業務も継続してプロジェクトを受注できるように努めております。

さらに、当社グループの情報システム機能を同社に集約することの試みとして開始した、ファッションブランド事業に属する会社の基幹システムや業務系システムのサーバー管理についても、特段の問題無く運営されております。

なお、当第3四半期連結会計期間は、季節的変動のある事業特性から一番のボトム期のため、売上高については大きく伸ばすには至りませんでした。受注高においては堅調に推移しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は532百万円となりました。

②ファッションブランド事業

ファッションブランド事業を行う東京ブラウス株式会社、株式会社松崎、濱野皮革工藝株式会社の3社ですが、当第3四半期連結会計期間も引き続き各社の経営課題の解決にあたっております。特に、「バブル崩壊時より厳しい」と言われる不況に見舞われている百貨店を中心とした販売展開をしている東京ブラウス株式会社、株式会社松崎については、正に販路建て直しの真っ最中であり、インターネットやTVショッピング、通信販売といった収益性の高い非店舗型営業チャネルをうまく取り入れながら、粗利率の改善にあたっております。また、現在の百貨店を中心とした全国の販売ネットワークの見直しも実行しており、特に不採算店舗からの撤退はマストの課題として取り組んでおります。

また、リ・ブランディング施策の一環として、既にファッションブランド事業3社4ブランドのホームページ(ブランドサイト)をリニューアルし、各社各ブランドのサイト上でグローバルに通用する、より洗練されたイメージを打ち出しております。併せて、各ブランドの公式オンラインショップも今期末までにオープンさせる予定で、既に開店した濱野皮革工藝株式会社、東京ブラウス株式会社の公式オンラインショップでは、モール店とは異なるラインによる営業活動を行っております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,029百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、第2四半期連結会計期間末と比べ1,101百万円減少し、2,862百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は1,400百万円となりました。これは、主に税金等調整前四半期純損失253百万円に加え、仕入債務の減少298百万円、未払金の減少653百万円があったことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は33百万円となりました。これは、無形固定資産の取得による支出47百万円があったことが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得た資金は338百万円となりました。これは、主に短期借入金の増加350百万円が主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

② 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は平成19年に純粋持株会社となり、現在は傘下の子会社が事業を行っております。主要な事業ポートフォリオは、建設コンサルタント事業及び新規事業であるファッションブランド事業の2つとなります。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は①トライアイズのブランド力、②各事業において培われた技術力、③顧客とのサービスの品質に基づいた長期にわたる信頼関係、にあると考えております。

まず、①のブランド力につきましては、当社グループの各企業は、関係各分野で高い評価を得ております。建設コンサルタント市場においては、株式会社アイ・エヌ・エーがダム・砂防・河川・海岸に特化した会社として業界で確固たる地位を築いており、水関連の総合的な技術でも多くの実績をあげております。さらに、ファッションブランド事業を構成する老舗企業3社（東京ブラウス株式会社、株式会社松崎、濱野皮革工藝株式会社）が保有する商品ブランドも市場では多くの消費者の方から安心できるブランドとして長きにわたり絶大な信頼を獲得しております。

次に②の技術力に関しましては、水関連に特化した建設コンサルタントとしての確固たる技術、そして婦人服、かばん、ハンドバッグなどのファッションに関する商品開発力と、各グループ会社で保持する技術はそれぞれの市場で広く認められており、各社のアイデンティティ形成の基盤となっております。

最後に③のサービスの品質に基づいた顧客との信頼関係の面では、当社グループは、上述の事業を長年にわたり展開を進めてきた結果、高い技術力とサービスの質をもつ会社として、顧客の高い信頼を得ており、この信頼が当社グループの企業価値を高めるための大きな要素となっております。

このような創業以来の当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっております。当社の企業文化の継続・発展を通してのみ当社の社会的意義を高めることになり、結果として企業価値及び株主共同利益を最大化することにつながるものと考えております。一方、近年、当社グループの事業を取り巻く環境は大きく動きつつあります。当社ではコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請や技術競争の流れに沿った多様な契約形態への対応をいち早く進めてまいりました。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、長期ビジョンとして当社グループの上部市場への再上場の実現を目標とし、中期的な取組として、「景気変動の影響を受けない企業グループになること。小さくとも知性を使ってその世界ではNo.1となり光ることのできる企業になること。」を目標に掲げ、厳しい経営環境の中でも着実に業績を伸ばし企業価値を向上させたいと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要且つ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年3月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの導入について株主の皆様の承認を得ております。本プランの詳細につきましては以下のとおりです。

④ 本プランの内容

(イ) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- ・ 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 代表者の役職及び氏名
- ・ 会社等の目的及び事業の内容
- ・ 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- ・ 国内連絡先
- ・ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付け等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等 その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(c) 「本必要情報」の提供

上記(b)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(d)の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が上記(b)から(d)までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合、下記(f)に定める手続きを行うものとします。

この場合、当社取締役会は、下記(f)に定める株主意識確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(ii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記(b)から(d)までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認するために下記(f)に定める手続きを行うものとします。

この場合、当社取締役会は、下記(f)に定める株主意識確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、別に開示している「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

(iii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(f) 株主意識の確認

当社取締役会は、上記(e)(ii)に該当する場合、及び、上記(e)(i)に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、株主意識の確認手続きとして、株主意識確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意識確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意識の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます）を定めます。株主意識の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(g) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記(e)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとし、

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

(h) 大規模買付等の開始

買付者等は、上記(a)から(f)に規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、(e)記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものとし、

(ロ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(イ)(e)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別に定めている「新株予約権無償割当ての概要」の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(イ)(g)に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(イ)(g)に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(ハ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

⑤ 本プランの合理性

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

(ロ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

上記④(ハ)に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(ニ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記④(イ)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(ホ) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記④(ハ)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

⑥ 株主の皆様への影響

(イ) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の④(イ)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(ロ) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記④(イ)(g)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ハ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

(a) 名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

(b) その他の手続き

なお、割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因に対する経営改善策

当社グループは、「2. 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで当社グループは、以下のとおりの「経営改善策」に取り組み、当該状況の解消と改善に向けて努めており、その結果、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

①経営政策

経営政策としては、1) 個客経験の共創（一人ひとりの消費者のニーズを捉える）、2) グローバリゼーションの推進（顧客・販売先・仕入先等のステークホルダーすべてについて）、3) IT化の推進、4) 変革と既存概念の否定をかかげております。事業ドメインに関係なく、すべてのグループ会社でこの目標に向けて対応していく所存です。

②事業政策

当社グループの事業ポートフォリオを多角化することで、景気変動の影響を受けにくい事業体質を確立すべく、ファッションブランド事業と建設コンサルタント事業の2つの中核事業をグループに取り込みました。今後も引き続き、新しい事業ポートフォリオの獲得による多角化を検討してまいります。

③財政政策

当社を含むグループ会社での人員削減に加え、当社本店事務所の移転等経営合理化をすすめ、大幅な販売費及び一般管理費の削減の効果が見込まれます。また、事業ポートフォリオの多角化により営業キャッシュフローの拡大も見込め、経営の安定化を図ってまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,700,000
計	4,700,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成21年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成21年11月13日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,601,685	1,601,685	大阪証券取引所 （ヘラクレス市場）	単元株式数 10株
計	1,601,685	1,601,685	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第3回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成15年10月10日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数（個）	68（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	680（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	397,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成16年10月12日～ 平成21年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 397,000 資本組入額 198,500
新株予約権の行使の条件	① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ② 当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

2. 新株予約権発行後、当会社普通株式の分割または併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は譲渡価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当会社が他の会社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

② 第4回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年3月29日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数（個）	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	70,161（注）
新株予約権の行使期間	平成17年5月2日～ 平成22年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 70,161 資本組入額 35,080.5
新株予約権の行使の条件	① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ② 当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権発行後、当会社普通株式の分割又は併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当会社が他の会社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 第5回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月30日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数（個）	1,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	95,400（注）
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 95,400 資本組入額 47,700
新株予約権の行使の条件	① 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員のみ地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 ③ 当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権発行後、当会社普通株式の分割又は併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当会社が他の会社と合併する場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

④ 第8回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年3月29日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数（個）	22,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	23,010（注）
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～ 平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 23,010 資本組入額 11,505
新株予約権の行使の条件	① 本新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 ③ 当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権発行後、当会社普通株式の分割又は併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当会社が他の会社と合併する場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	1,601,685	—	5,000,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 261,310	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,276,500	127,650	—
単元未満株式	普通株式 63,875	—	—
発行済株式総数	1,601,685	—	—
総株主の議決権	—	127,650	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社トライアイズ	東京都千代田区紀尾井町4番1号	261,310	—	261,310	16.31
計	—	261,310	—	261,310	16.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	1,699	1,499	1,750	1,636	1,526	1,550	1,680	1,545	1,460
最低（円）	1,420	1,235	1,380	1,476	1,377	1,383	1,344	1,400	1,263

（注）最高・最低株価は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	古川 孝宏	平成21年10月9日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、公認会計士中市俊也及び公認会計士松淵敏朗の両氏による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,759,885	2,802,310
受取手形及び売掛金	1,332,857	1,530,038
有価証券	1,202,952	1,249,589
商品及び製品	1,116,592	1,211,251
仕掛品	1,270,640	1,669,096
原材料及び貯蔵品	72,866	70,978
繰延税金資産	73,667	96,650
その他	209,633	439,935
貸倒引当金	△50,797	△61,521
流動資産合計	6,988,298	9,008,330
固定資産		
有形固定資産	※1 1,353,354	※1 1,339,828
無形固定資産		
のれん	1,497,780	1,642,909
その他	176,849	28,586
無形固定資産合計	1,674,630	1,671,496
投資その他の資産		
投資有価証券	2,045,362	2,063,709
その他	721,398	1,815,416
貸倒引当金	△79,702	△820,352
投資その他の資産合計	2,687,057	3,058,774
固定資産合計	5,715,042	6,070,099
資産合計	12,703,341	15,078,429

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	677,228	1,149,519
短期借入金	355,650	822,300
1年内償還予定の社債	200,000	224,000
未払法人税等	87,961	75,671
賞与引当金	104,546	65,239
返品調整引当金	66,235	129,448
受注損失引当金	39,729	115,777
その他	1,580,220	1,503,535
流動負債合計	3,111,571	4,085,493
固定負債		
社債	—	100,000
退職給付引当金	241,411	1,020,674
役員退職慰労引当金	—	12,000
負ののれん	481,839	522,415
その他	100,729	117,478
固定負債合計	823,980	1,772,568
負債合計	3,935,551	5,858,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000,000	5,000,000
資本剰余金	5,134,676	5,134,721
利益剰余金	△1,190,999	△848,839
自己株式	△691,530	△625,480
株主資本合計	8,252,146	8,660,401
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,194	1,033
為替換算調整勘定	△675	—
評価・換算差額等合計	2,519	1,033
少数株主持分	513,124	558,932
純資産合計	8,767,790	9,220,368
負債純資産合計	12,703,341	15,078,429

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年9月30日)

売上高	※1	10,197,230
売上原価		6,398,168
売上総利益		3,799,062
販売費及び一般管理費	※2	4,091,133
営業損失(△)		△292,070
営業外収益		
受取利息		7,055
受取配当金		611
負ののれん償却額		39,068
その他		25,966
営業外収益合計		72,701
営業外費用		
支払利息		11,189
為替差損		2,191
その他		10,639
営業外費用合計		24,020
経常損失(△)		△243,389
特別利益		
投資有価証券売却益		754
役員退職慰労引当金戻入額		12,000
退職給付制度移行益		272,788
貸倒引当金戻入額		47,315
その他		2,498
特別利益合計		335,356
特別損失		
固定資産除却損		9,346
投資有価証券評価損		16,117
移転関連費用		8,526
その他		11,685
特別損失合計		45,676
税金等調整前四半期純利益		46,290
法人税、住民税及び事業税		90,229
法人税等調整額	※3	343,423
法人税等合計		433,652
少数株主損失(△)		△43,764
四半期純損失(△)		△343,597

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	※1	2,562,752
売上原価		1,547,584
売上総利益		1,015,168
販売費及び一般管理費	※2	1,288,458
営業損失(△)		△273,290
営業外収益		
受取利息		1,398
受取配当金		168
負ののれん償却額		13,022
その他		7,435
営業外収益合計		22,024
営業外費用		
支払利息		1,068
為替差損		5,017
その他		2,801
営業外費用合計		8,887
経常損失(△)		△260,153
特別利益		
退職給付制度移行益		11,968
貸倒引当金戻入額		13,940
その他		1,483
特別利益合計		27,392
特別損失		
固定資産除却損		3,146
投資有価証券評価損		8,185
移転関連費用		1,834
その他		7,132
特別損失合計		20,298
税金等調整前四半期純損失(△)		△253,059
法人税、住民税及び事業税		45,418
法人税等調整額	※3	△29,201
法人税等合計		16,217
少数株主損失(△)		△46,416
四半期純損失(△)		△222,860

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	46,290
減価償却費	88,803
のれん償却額	91,123
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△438,667
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△779,263
賞与引当金の増減額 (△は減少)	39,307
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△12,000
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△76,048
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△63,213
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	16,990
固定資産除却損	9,346
固定資産売却損益 (△は益)	1,260
受取利息及び受取配当金	△7,667
支払利息	10,660
為替差損益 (△は益)	△1,335
売上債権の増減額 (△は増加)	197,180
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	392,722
たな卸資産の増減額 (△は増加)	491,227
仕入債務の増減額 (△は減少)	△472,291
前受金の増減額 (△は減少)	304,996
その他	△90,642
小計	△251,219
利息及び配当金の受取額	8,050
利息の支払額	△9,110
法人税等の還付額	32,066
法人税等の支払額	△63,396
営業活動によるキャッシュ・フロー	△283,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△82,501
無形固定資産の取得による支出	△158,213
投資有価証券の取得による支出	△499
投資有価証券の売却による収入	12,777
貸付けによる支出	△27,757
貸付金の回収による収入	35,500
その他	109,331
投資活動によるキャッシュ・フロー	△111,361

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△450,000
長期借入金の返済による支出	△16,650
社債の償還による支出	△124,000
自己株式の処分による収入	49
自己株式の取得による支出	△66,145
少数株主への配当金の支払額	△786
その他	△37,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	△695,426
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,335
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,089,061
現金及び現金同等物の期首残高	3,951,899
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,862,838

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社トライアイズソリューション及びDTコミュニケーションズ株式会社は第1四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。 また、松崎生産株式会社は平成21年9月1日に株式会社松崎を存続会社とする吸収合併により解散しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 6社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、連結子会社のうち(株)アイ・エヌ・エーは従来、個別法による原価法を採用していましたが、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。また、(株)松崎は従来、総平均法による原価法を採用していましたが、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度末に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
1. 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
(退職給付引当金) 連結子会社の㈱アイ・エヌ・エーは、確定給付型の退職給付制度から確定拠出型の退職給付制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 なお、当該移行に伴う損益に与える影響額は、当第3四半期連結累計期間の特別利益に退職給付制度移行益として272,788千円計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、135,762千円です。 2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、173,238千円です。 2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)						
※1 当社グループ事業のうち、建設コンサルタント事業につきましては、3月に工期を迎える案件が多いため、四半期連結会計期間別の売上高に著しい相違があり、業績の季節的変動があります。						
※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">1,677,050千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">22,534</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">69,585</td> </tr> </table>	給料手当	1,677,050千円	賞与引当金繰入額	22,534	退職給付費用	69,585
給料手当	1,677,050千円					
賞与引当金繰入額	22,534					
退職給付費用	69,585					
※3 回収可能性を検討し、取り崩した期首の繰延税金資産であります。						

当第3四半期連結会計期間
(自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日)

※1 当社グループ事業のうち、建設コンサルタント事業につきましては、3月に工期を迎える案件が多いため、四半期連結会計期間別の売上高に著しい相違があり、業績の季節的変動があります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給料手当	544,945千円
退職給付費用	22,670

※3 回収可能性を検討し、取り崩した期首の繰延税金資産であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年9月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成21年9月30日現在)

現金及び預金勘定	1,759,885千円
有価証券 (MMF・CP)	1,202,952千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△100,000千円
現金及び現金同等物	2,862,838千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,601,685株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 261,391株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	建設コンサル タント事業 (千円)	ファッショ ン ブランド事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	532,817	2,029,935	2,562,752	—	2,562,752
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	10,740	—	10,740	△10,740	—
計	543,557	2,029,935	2,573,492	△10,740	2,562,752
営業損失(△)	△170,930	△107,533	△278,464	5,173	△273,290

当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年9月30日）

	建設コンサル タント事業 (千円)	ファッショ ン ブランド事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,934,236	6,262,994	10,197,230	—	10,197,230
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	40,269	—	40,269	△40,269	—
計	3,974,506	6,262,994	10,237,500	△40,269	10,197,230
営業利益又は営業損失(△)	43,677	△327,499	△283,821	(8,248)	△292,070

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列、市場の類似性を考慮して区分しております。

(事業区分の変更)

従来、セグメントの事業区分は、「ITソリューション事業」、「建設コンサルタント事業」、「ファッションブランド事業」の3区分によっておりましたが、前連結会計年度に「ITソリューション事業」を子会社である株式会社アイ・エヌ・エーに事業譲渡したことにより統合し、当該事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結会計期間より「建設コンサルタント事業」に含めることとしました。

この結果、従来の方法に比較して当第3四半期連結累計期間の建設コンサルタント事業の売上高は91,032千円増加し、営業利益は20,785千円増加しております。

2. 各区分の主な製品等

事業区分	主要製品等
建設コンサルタント事業	土木建設事業に関する調査、計画、設計、監理、画像データ表示ビューワ、セキュリティシステム、Web型地図描画エンジン、移動体位置情報管理システム等
ファッションブランド事業	婦人服・かばん・ハンドバッグ・革製品などの企画・製造卸・販売

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年9月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年9月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期会計期間末（平成21年9月30日）

当社グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 6,158.85円	1株当たり純資産額 6,259.05円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 255.01$ 円	1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 166.27$ 円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	同左

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期純損失(△)(千円)	$\Delta 343,597$	$\Delta 222,860$
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	$\Delta 343,597$	$\Delta 222,860$
期中平均株式数(株)	1,347,368	1,340,332
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 中市 俊也 印

公認会計士 松渕 敏朗 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアイズの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。